

県立特別支援学校 非常変災時における対応方針

平成25年9月27日制定

(平成28年12月21日一部改定)

(平成29年11月27日一部改定)

(平成31年3月13日一部改定)

(令和3年2月8日一部改定)

1 校長は、テレビ・ラジオ、防災関連ホームページ等を活用するとともに、関係機関と連絡を密にし、暴風、大雨、洪水等に関する気象、地震、火山噴火等の自然災害、その他の状況の把握に努め、非常変災時における児童生徒の安全確保を期するものとする。

2 非常変災時（3を除く。）における岐阜県立特別支援学校管理規則（以下「規則」という。）第4条第5項の規定により臨時に授業を行わないこととすること（以下「休業」という。）の決定及び児童生徒の安全確保については、次のとおりとする。特に、児童生徒一人一人の障がいの状態や個々の特性に十分配慮する。

(1) 非常変災に伴う休業は、校長が決定する。

その際には、次の各点に留意すること。

(気象警報等発表の場合)

① 登校に関して

ア 学校が所在する市町村に警報が発表されている場合は、自宅又は安全を確保できる場所に待機することを原則とする。児童生徒が居住する市町村に警報が発表されている場合は、安全を確保できる場所に待機することを原則とする。

イ 待機及び授業開始等の基準は、校長が決定し児童生徒・保護者に示す。

② 在校中に関して

ア 警報発表中及び警報発表が予想される場合は、学校待機を原則とする。

イ 特別警報が発表された場合は、学校に待機させ、危機管理マニュアルに則り、安全確保に努める。

③ 下校に関して

ア 警報発表後に帰宅させる場合は、警報解除後を原則とする。その際、児童生徒だけで帰宅させない。

イ 自宅への到着確認を確実に行う。

(地震発生の場合)

① 登校に関して

ア 震度5弱以上の地震が発生した場合は、自宅又は安全を確保できる場所に待機す

ることを原則とする。

イ 登校途中に発生した場合は、直ちに近くの広い場所に避難し、揺れが収まってから自宅又は学校、指定避難所等近くの安全な場所に移動し、待機する。

ウ 休業及び授業開始等については、公共交通機関の運行、学校周辺、通学経路上等の安全及び児童生徒の居住地域等の安全を確認して校長が決定し、児童生徒・保護者に示す。

② 在校中に関して

登校後に震度5弱以上の地震が発生した場合は、危機管理マニュアルに則り、安全確保に努める。

③ 下校に関して

ア 震度5弱以上の地震が発生した場合は、学校待機を原則とする。

イ 校長は公共交通機関の運行、学校周辺、通学経路上等の安全及び児童生徒の居住地域等の安全を確認し、児童生徒の下校について判断する。下校させる場合は、保護者への引き渡しを原則とする。

ウ 下校途中に発生した場合は、登校途中に発生した場合に準じる。

エ 自宅への到着確認を確実に行う。

(2) 情報の把握、伝達に関して

① 警報発表中及び警報発表が予想される場合並びに震度5弱以上の地震が発生した場合は、情報を把握する本部（担当者）を置く。

② 担当者は、把握した情報を遅滞なく教職員に伝達する。

(3) 保護者への連絡に関して

① 警報発表中及び警報発表が予想される場合並びに震度5弱以上の地震が発生した場合の対応については、保護者へ確実に連絡する。

② 保護者への連絡方法は、事前に複数確保しておく。

(4) 県内広域に大規模な災害の発生が予想され、速やかにその徹底を要する場合は、(1)にかかわらず、教育長が全域又は地域を指定して休業を決定するものとする。

3 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合における休業の決定及び児童生徒の安全確保については、次のとおりとする。

(1) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時

① 南海トラフ地震防災対策推進地域のうち、土砂災害特別警戒区域に所在する学校は、休業を原則とする。休業及び休業期間は、教育長が決定する。

② ①に該当しない学校は、日頃からの地震への備えを再確認するとともに、後発地震に注意した行動をとることを児童生徒・保護者に周知したうえで、通常どおり授業を行うことを原則とする。ただし、県災害対策本部と協議を行い、必要と認めた場合は、教育長が全域又は地域を指定して、休業及び休業期間を決定するものとする。

③ ②の規定により通常どおり授業を行う場合にあっても、次に掲げる児童生徒については、安全を確保できる場所に待機することを原則とする。待機又は待機場所からの登校については、校長が決定する。

ア 南海トラフ地震防災対策推進地域のうち、土砂災害特別警戒区域に居住する児童生徒

イ 海拔ゼロメートル地帯において、後発地震発生に伴う堤防沈下によって、河川水の越流により30cm以上の浸水が30分以内に生じることが想定される地域に居住する児童生徒

ウ 南海トラフ地震防災対策推進地域のうち、耐震性の不足する住宅に居住する児童生徒

④ ①、②により教育長が休業を決定した場合及び③により校長が安全を確保できる場所に待機することを決定した場合、児童生徒の安全確保については、次の各点に留意すること。

ア 登校前に決定した場合は、校長は児童生徒・保護者にその旨を示す。

イ 登校途中に決定した場合は、校長は児童生徒・保護者にその旨を示すとともに、児童生徒を直ちに安全を確保できる場所に行かせることを原則とする。その際、到着確認を確実に行う。

ウ 登校後に決定した場合は、校長は児童生徒・保護者にその旨を示すとともに、公共交通機関の運行、学校周辺、通学経路上等の安全及び児童生徒の居住地等の安全を確認し、児童生徒を下校させる。下校させる場合は保護者への引き渡しを原則とする。保護者と連絡が取れない場合は、学校に留め置く。

エ 下校途中に決定した場合は、登校途中に決定した場合に準じる。

(2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表により教育長が指定した休業期間経過後及び南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表時

日頃からの地震への備えを再確認するとともに、後発地震に注意した行動をとることを児童生徒・保護者に周知したうえで、通常どおり授業を行うことを原則とする。

県立特別支援学校の非常変災時における対応の留意点

①自宅待機、学校待機等に関する学校ごとの基準の作成

学校は、自宅待機や学校待機等にする場合の基準の作成を行う。

- ➡ 現在の気象警報は、市町村ごとに発表されている。学校が所在する地域に気象警報が発表されていなくても児童生徒が居住する地域に発表されている場合や通学経路の地域に発表されている場合もある。現在の各市町村教育委員会の対応基準(気象警報の種類)は、各地域での過去数年間の災害状況等を踏まえたり、昨今の異常気象を考慮したりして決められている。特別支援学校には、義務教育対象年齢の児童生徒が在籍していることから、県立特別支援学校の対応方針に基づき、学校が所在する市町村の対応基準や児童生徒が居住する市町村の対応基準等にも留意しつつ、各学校に在籍する児童生徒の障がいの状態や通学範囲、方法、時間等を考慮した学校独自の基準を作成する。
- ➡ 気象庁の震度階級関連解説表によると、壁が崩れる、窓ガラスが割れ落ちる、道路が損傷する等の被害が起こる可能性は震度5弱以上からとされている。よって震度5弱以上の地震が発生した場合、児童生徒の安全確保のために自宅又は安全を確保できる場所(※)に待機とする。授業を開始するか、または休業にするかは、公共交通機関の運行状況や通学経路及び児童生徒の居住地等の被災状況により判断すること。

(※) 安全を確保できる場所

安全な親類・知人宅や指定避難所など

【補足】地震による揺れの大きかった地域における気象警報・注意報の発表基準について
(気象庁)

○土砂災害を対象とする大雨警報・注意報、土砂災害警戒情報の発表基準

地震による地盤の緩みを考慮し、揺れの大きかった地域については、土砂災害を対象とする大雨警報・注意報や土砂災害警戒情報の発表基準を引き下げて運用。

○浸水害を対象とする大雨警報・注意報、洪水警報・注意報の発表基準

地震や津波による堤防や排水施設等の被害を考慮し、揺れの大きかった地域については、洪水警報・注意報、浸水害を対象とする大雨警報・注意報や指定河川洪水予報の発表基準を引き下げて運用。

- ➡ 本県作成の「岐阜県地域防災計画(地震対策計画)」及び「南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応指針」では、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)発表時に、事前の避難が必要な災害リスクは、「(1)急傾斜地等における土砂災害」「(2)海拔ゼロメートル地帯における堤防沈下に伴う河川水越流による浸水害」「(3)耐震性の不足する住宅の倒壊」としている。また、各災害リスクに応じた避難対策について、下記のように記されている。

「(1)急傾斜地等における土砂災害に備えた住民避難」について

- ・急傾斜地の崩壊等に伴う建築物の損壊により、生命又は身体に著しい危害が生じる地域として指定されている「土砂災害特別警戒区域」の住民等に対しては、県対応指針を参考に、事前の避難を促すなど適切な措置を講じる。避難を行う期間は、最

初の地震発生後、原則1週間とする。

「(2) 海拔ゼロメートル地帯における堤防沈下による浸水害に備えた住民避難」について

- ・後発地震発生後、堤防沈下による河川水の越流により短時間で浸水の発生が想定される地域（30cm以上の浸水が30分以内に生じる地域）の避難行動要支援者に対しては、事前の避難を促すなど適切な措置を講じる。避難を行う期間は、最初の地震発生後、原則1週間とする。

「(3) 耐震性の不足する住宅に居住する住民避難」について

- ・できるだけ安全な知人・親類宅や避難所に避難するなど、身の安全を守るための行動をとるよう呼びかける。

従って、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時に、学校が土砂災害特別警戒区域以外に所在するため、通常どおりの授業を行う場合でも、上記の「事前の避難を促すことが望ましい住民」に該当する児童生徒については原則として校長が、安全を確保できる場所に待機することを決定し、待機期間は公共交通機関の運行状況や通学経路及び児童生徒の居住地等の状況により判断すること。（なお、海拔ゼロメートル地帯において、後発地震発生に伴う堤防沈下によって、河川水の越流により30cm以上の浸水が30分以内に生じることが想定される地域に所在する県立学校はない。）

②気象警報・地震情報及び被害状況等の情報収集担当者の設置等、多面的に情報が収集できる体制の整備

警報発表中及び警報発表が予想される場合、震度5弱以上の地震が発生した場合は、刻々と変化する気象警報・地震情報及び被害状況を収集する担当者を設置するとともに、得られた情報を迅速かつ確実に共有するための体制を整備する。

- ➡ 学校待機等の対応を判断する場合は、気象警報・地震等に関する情報がよりどころとなることから、確実に情報を把握する担当者を決めて対応するとともに、刻々と変化する気象警報・地震情報及び被害状況が校内の教職員に迅速かつ確実に共有されるようにする必要がある。各学校における情報収集の方法等が一面的であるという状況を改善し、より多面的に情報収集ができる方法を活用するとともに、体制を整備する。より詳細で最新の情報が得られる気象庁のホームページ等の防災関連ホームページや岐阜県の情報配信サービスを活用したり、市町村防災担当課や近隣地域・周辺学校等からの情報を得たりするなど、情報が収集できる体制の整備に努める。また、児童生徒の居住地や通学経路の情報が保護者から学校へ届くようなシステムを整備するよう努める。

③タイムライン（※1）の作成と対応の判断

多面的に収集した情報を基にタイムラインを作成し、学校としての対応を判断する。

- ➡ 校長は得られた気象情報よりタイムラインを作成し、登下校の判断を適切に行う。タ

タイムラインの作成に当たっては、注意報・警報の発表状況、大雨・洪水警報の危険度分布、雨雲レーダーを活用した雨雲の接近状況、降雨の影響による土砂災害の発生の可能性、豪雨時の帰宅に要する時間の想定等、児童生徒の安全を確保するための視点が重要である。

(※1) タイムライン

「いつ」、「誰が」、「何をするのか」を、あらかじめ時系列で整理した防災行動計画

④保護者への連絡手段の複数化

メールだけでなく緊急連絡網等複数の連絡手段を整備する。

- ➡ 保護者への連絡手段として、学校からのメール送信による連絡が主流になっているが、停電や通信手段の障害、メールサーバーの不具合等で届かない場合もある。学校は、その時々への対応や児童生徒の状況等、保護者に対して適宜、情報を提供していく必要があるため、メール送信による連絡や災害伝言ダイヤルの活用、各学校の緊急連絡網の整備・周知など、複数の連絡手段を用意しておく必要がある。

⑤通学手段別の対応や引渡方法の打ち合わせ

児童生徒の様々な通学手段を踏まえた対応策を検討する。

- ➡ 保護者への引渡しについては、その手段をあらかじめ相談しておくなど、事前のシミュレーションが必要である。そのためにも警報発表中及び警報発表が予想される場合は速やかに保護者に連絡し、学校の対応を知らせるとともに、引渡しが安全に行われるよう連絡を密にして、双方の協力で安全な帰宅を完了させる。また、保護者へ引渡しを行う場合は、引渡場所の状況を把握し、保護者の安全も確保したうえで行うことが必要である。保護者の安全が確保できない場合は、児童生徒を学校に待機させておく。また震度5弱以上の地震が発生した時には、保護者が被災し連絡が取れなくなることも考えられる。その場合、保護者と連絡が取れるまで児童生徒を学校に待機させておく。

○通学手段別対応の例

通常的手段	対 応 例
スクールバス	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員がバスに同乗し、バス降車場所で保護者に引き渡す。 ・保護者が引渡しに対応できない場合は、引渡しまで学校で待機させる。
徒歩・自転車	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者引渡しまで学校で待機させる。 ・教職員の引率により帰宅させる。
路線バス・電車	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者引渡しまで学校で待機させる。 ・保護者が学校での引渡しに対応できない場合は、引渡可能な場所と時間について保護者と打ち合わせ、決定する。
保護者送迎	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者引渡しまで学校で待機させる。

⑥学校に留め置くことや避難所運営を想定した備蓄品の準備

大規模災害が発生した場合や気象警報が継続している場合、保護者への引渡しが遅れた場合などに学校に待機させることを想定して、3日分程度の食糧や飲料水、保温シートなどを備蓄しておく。

- ➡ 保護者への引渡しを行う場合、保護者への連絡がすぐには取れないことや、保護者が安全に引渡場所へ到着できないこと、保護者の都合により遅い時間まで学校に待機させなければならないことなどが考えられる。そのような場合に対応するため、学校待機を想定して必要な備蓄品（食料、防寒用品、アレルギーや持病用の薬等）をあらかじめ保護者とよく相談のうえ、準備しておくことが必要である。また、停電した場合に使用できない施設や設備が何かを事前に把握しておき、対応策（懐中電灯やハンドマイク等の整備）を確認しておくことも必要である。
- ➡ 大規模災害が発生した場合、学校が市町村により避難所に指定されているか否かに関わらず、地域住民や帰宅困難者が避難してくることも想定される。避難所の運営は一義的には市町村の防災部局等が責任を負うものであるが、発災直後は学校職員が施設管理という点も踏まえて避難所運営の協力を可能な限り行わざるを得ないことが予想される。学校は避難所運営方策等について、市町村の防災部局等と連携し検証・整備すること。

⑦連携・協力組織の編成と活用

関係機関・地域等との平素の連携した活動を、緊急時の協力の源として活用する。

- ➡ 居住地域や通学経路等の安全確認を行う際には、関係機関や組織を活用する。特に、正確な情報や的確な指示を期待できる市町村防災担当との連携を強化する必要がある。そのためには、校長や教頭、防災担当者は、平素からの関係機関等とのつながりを十分に築いておく必要がある。また、学校の教育活動における普段からの地域との密接な関わりが、協力を得られる源になり、緊急時に活用されるものとなる。

⑧児童生徒が安全に帰宅したことの確認

児童生徒が安全に帰宅したことを確認できる連絡体制を整備する。

- ➡ 警報発表の有無にかかわらず、児童生徒の安全確保のためにとる対応については、保護者への連絡を確実にを行うとともに、児童生徒が安全に帰宅したことの確認を確実に行う必要がある。全ての児童生徒が安全に帰宅したかどうかを確認できる連絡体制や方法を各学校の状況に応じて整備する必要がある。

⑨気象警報（災害）等に対する教職員の十分な理解

気象警報等の種類と予想される災害（被害）を教職員が十分理解する。

- ➡ 土砂災害警戒情報や竜巻注意情報、緊急地震速報、特別警報などや、見過ごしがちな

雷注意報、地域によっては、火山に関する警報など、各種注意報や気象にかかる警報の意味、想定される災害（被害）を教職員が熟知することが必要である。教職員が、正しい知識を身に付け、事前の対応や安全確認、さらに防災教育の指導等に万全を期す必要がある。また、特に自力通学者に対しては、「通学経路の危険箇所をあらかじめ確認しておく」、「危険箇所には近づかない」など、「自分の命は自分で守る」ことを、障がいの状態に応じて指導しておく必要がある。

【防災関連ホームページ等】

- 岐阜県総合防災ポータル <https://www.pref.gifu.lg.jp/bousai/>
ここから
 - ・ぎふ土砂災害警戒情報ポータル
https://alert.sabo.pref.gifu.lg.jp/web_pub/top/top.html
 - ・岐阜地方気象台ホームページ
(PCから) <https://www.jma-net.go.jp/gifu/index.html>
(携帯から) https://www.jma-net.go.jp/gifu/sp_top.html
 - ・岐阜県 川の防災情報 <http://www.kasen.pref.gifu.lg.jp/>
へアクセスできます。
- ぎふ山と川の危険箇所マップ <https://kikenmap.gifugis.jp/>
- 南海トラフ地震臨時情報関係
(岐阜県 危機管理部)
 - ・南海トラフ地震臨時情報について
<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/18908.html>
 - ・岐阜県地域防災計画 (地震対策計画)
<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/6902.html>
- (気象庁)
 - ・南海トラフ地震について
<https://www.data.jma.go.jp/svd/eqev/data/nteq/index.html>
- ぎふ川と道のアラームメール (岐阜県)
(PCから) <https://service.sugumail.com/gifu/member/>
(携帯から) t-gifu@sg-m.jp へ空メールを送信
- 「防災情報」(気象庁)
<http://www.jma.go.jp/jma/menu/menuflash.html>
 - ・地震情報
https://www.jma.go.jp/jp/quake/quake_local_index.html
 - ・火山情報
<https://www.jma.go.jp/jp/volcano/>
- 「川の防災情報」(国土交通省)
<https://www.river.go.jp/portal/#80>
- 内閣府 防災情報のページ
<http://www.bousai.go.jp/>
- 災害用伝言ダイヤル「171」・災害用伝言板「web171」
<https://www.ntt-west.co.jp/dengon/way/index.html>
- 災害発生時における道路通行状況についての情報提供
 - ・通れるマップ (国交省)
 - ・通れた道マップ (トヨタ)
 - ・インターナビ通行実績情報マップ (ホンダ) 等